



3カ月後の再会を楽しみに



中川根第一小児童が
ホタルの幼虫を放流

3月8日、「ときどんの池ホタルを育てる会」と中川根第一小学校3・4年生17人は、ホタルの幼虫を徳山区の「ときどんの池ホタルドーム」に放流しました。放流したのは、同小児童らが昨年秋ごろから校内で育てた約40匹の幼虫。持参したバケツからプラスチックのカップに移し替え、児童全員でドーム内の小川にていねいに放流しました。同会では、6月4日(日)にドーム内でのホタル鑑賞会を開催する予定です。



みんな大事に育ててくれて、
ありがとうなぁ！
鑑賞会が楽しみだな！

ときどんの池ホタル育てる会
橋本 務 会長



元気に育って、
きれいな光を見せてほしいな！
また様子を見に来るよ！

中川根第一小学校4年
松山 丞 さん

野外焼却(野焼き)は 禁止されています！



最近、野外焼却(野焼き)に対する苦情が、役場に多く寄せられています。
主な内容は、黒煙や悪臭により「気分が悪くなる」「窓が開けられない」「焼却灰が降ってくる」「洗濯物に臭いがつく」といったものです。

野外焼却は近隣住民に迷惑をかけるばかりでなく、ダイオキシンをはじめとする有害物質が発生し、皆さんの生活環境が損なわれるおそれがあります。

家庭から出るゴミは、しっかりと分別して町のゴミ収集日に出しましょう。

野外焼却は法令で禁止されています

野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と県の条例により、禁止されています。
たとえ、下記のような「例外として認められている焼却」でも、生活環境への配慮が必要であり、黒煙や悪臭で近隣住民から苦情や相談があった場合は、指導の対象となります。

【例外となる廃棄物の焼却】

- ① 農林業を営むためにやむを得ないものとして行われる草・木などの「軽微な」焼却
「軽微な」とは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない程度に少量な焼却のことです。
 - ② 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ③ 災害の予防や応急対策、または復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ④ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ※ 上記の場合であっても、廃タイヤや廃ビニールなどの焼却は禁止されています。



ドラム缶やブロック囲いの焼却も禁止されています▶

- ◎地域の中でお互いに気をつけ、良好な生活環境を保ちましょう。
- ◎どうしても野外焼却を実施しなければならない時は、最寄りの消防署出張所へ「火災とまぎらわしい」届出を提出するとともに、「事前の声かけ」や「風向きの確認」など近隣住民への配慮を行うようにしましょう。(注)消防署への届出は、「野外焼却の許可」ではありません。)



【問】生活健康課・町民室 ☎(56) 2222

(4月から)

くらし環境課・生活環境室 ☎(56) 2236